

第 2 回農業委員会総会議事録

平成 2 7 年 2 月 4 日（水）

射水市役所布目庁舎 301 号室

射 水 市 農 業 委 員 会

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告
- 4 議 事

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告(報告第4号から第7号)
日程第4 議事(議案第5号から第7号)

委員及び出欠委員の氏名

議 長 舟木 康眞

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出席委員(25人)

1番	若林 俊明	2番	横山 實
3番	森田 啓介	4番	松山 宗則
5番	舟木 康眞	6番	永森 薫
7番	明石 茂	8番	前田 進
9番	土合 正夫	10番	城石美枝子
11番	山谷 孝芳	12番	村上 利之
13番	前田 光春	14番	熊西 忠治
15番	水元 睦雄	16番	石庭 文男
17番	川西喜一郎	18番	山下 隆之
19番	杉本 周平	20番	堀 清範
21番	堀 正	22番	石井 寿男
23番	前花 敏子	24番	竹島 信義
25番	佐伯 瑞穂		

欠席委員(0人)

議事日程

- 第1 議事録署名人の指名
第2 報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について
報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知等について
報告第7号 農地法第3条の規定による許可の取下願について

議案第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 7 号 農用地利用集積計画の決定について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 明神 栄 庶務係長 堀 修二
主 任 田中 良仁

射水市農林水産課

農政係長 福井 有希夫 主 任 福井 健太

会議の概要

開会時刻 午後 2 時 0 2 分

議長（舟木会長）

ただいまから、第 2 回の射水市農業委員会総会を開会いたします。
本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立して
おりますことをお知らせします。
それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

議長（舟木会長）

それでは、日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。
本総会の議事録署名委員は、会議規則第 21 条の規定により、議長に
おいて「6 番 永森委員」「7 番 明石委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第 1 を終わります。

会 期 の 決 定

議長（舟木会長）

次に、日程第 2 の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日 1 日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

異議なしと認め、会期は、本日 1 日とすることに決定します。
以上で日程第 2 を終わります。

報 告

議長（舟木会長）

次に、日程第3 報告事項に入ります。

（報告第4号の説明）

議長（舟木会長）

それでは報告第4号農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

横山委員

この届出は、必ず出さないといけないのか。

事務局（堀）

相続の話聞いたときは、速やかに届出してほしいとお願いしています。

横山委員

わかりました。

議長（舟木会長）

他に質疑ありませんか。

（「なし」の声起る）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

各案件について、ご了知をお願いします。

（報告第5号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第5号農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

(報告第6号の説明)

議長(舟木会長)

次に報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知等について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件についてご了知をお願いします。

(報告第 7 号の説明)

議長 (舟木会長)

次に報告第 7 号 農地法第 3 条の規定による許可の取下願について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長 (舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」 の声起きる)

議長 (舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

各案件についてご了知をお願いします。以上で日程第 3 を終わります。

議長 (舟木会長)

次に日程第 4 本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。

各位には、慎重審議のうえ、適正な議決をお願いします。

(議案第 5 号説明・表決)

議長 (舟木会長)

それでは、まず議案第 5 号農地法第 3 条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書の 1 2 ページをご覧ください。

今回は 5 件ございます。

【 議案第 5 号について議案書をもとに朗読 】

今回申請のあった 1、3、4、5 番は経営規模拡大、2 番は生前贈与のための所有権移転です。

以上です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。
これより本議案について質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。
それでは、本議案を直ちに採決いたします。
議案第5号農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手です。
よって、議案第5号農地法第3条の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

（議案第6号 説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第6号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。
それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書13ページの議案第6号をご覧ください。
今月の農地法第5条の許可申請は3件でございます。
それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第6号を議案書をもとに朗読】

1番は太陽光発電設備における電気変電機及び電柱設置の転用申請です。
2番は駐車場用地の転用申請です。
3番は住宅敷地の転用申請です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。
これより地域の委員の意見を求めます。

議長（舟木会長）

1 番の件について竹島委員より説明をお願いします。

竹島委員

議案第 6 号の 1 番について説明します。

譲受人は 地内で建設業を営んでいます。

譲受人は太陽光発電事業による売電収入を得るため、新規に用地取得したところではありますが、新たに電気変電機及び電柱の設置が必要となり、今回申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合等の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（舟木会長）

2 番の件について横山委員より説明をお願いします。

横山委員

議案 6 号の 2 番について説明します。

申請者は、市内本部を置く社会福祉法人です。

今回の申請は、経営する保育園に隣接する田を駐車場として利用することを目的としています。来年度から保育園の定員の増員や保育園行事のときに車で来園し、駐車場不足から路上駐車をする車もあり、近隣住民からの苦情もありました。今回このような問題の解消を目的として申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合等の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（舟木会長）

3 番の件について山谷委員より説明をお願いします。

山谷委員

議案 6 号の 3 番について説明します。

譲受人は 地内に本家がある長男です。

現在は、市内のアパートで妻、長男の 3 人で生活しています。

現在のアパートも子供の成長とともに手狭になってきています。そこで本家の農作業の手伝いをし、両親の老後の面倒など考え、本家の近くに所有する田を転用して住宅を建てることにされました。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合等の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。それでは本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案第6号について説明します。

1番につきましては、公共施設整備済区域であることから、これを3種農地と判断します。転用目的、規模等についても問題ないと考えます。

2番につきましては、市街化傾向区域であることから、これを2種農地と判断します。

今回の転用目的は、駐車場とするためのものであり、地元自治会及び生産組合の同意も得られておりますので、問題ないと判断します。

3番につきましては、10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。今回の転用目的は、住宅敷地とするためのものであり集落にも接続し、地元自治会及び生産組合の同意も得られておりますので、規模、必要性からもやむを得ないと判断します。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がございましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起る）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第6号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

（議案第7号 説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第7号 農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。

なお、本議案中、3番森田委員、7番明石委員、14番熊西委員、15番水元委員、20番堀清範委員、私舟木が当事者である案件が含まれてお

りますので、農業委員会法第24条の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議開始から終了まで退席をお願いします。

森田、明石、熊西、水元、堀清範、舟木委員退席

議長（前田会長職務代理者）

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（福井）

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は1議案602件です。

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画（案）の内容を説明】

以上、計画申請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

議長（前田会長職務代理者）

只今、事務局より説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

川西委員

最後の設定の分ですが、一括記載となっているので、各地区に細分化した一覧を提出してもらえないか。

事務局（福井）

了解しました。後日お渡しします。

川西委員

お願いします。

議長（前田会長職務代理者）

他に質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（前田会長職務代理者）

質疑なしと認め、直ちに採決します。

議案第7号 射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（前田会長職務代理者）

挙手全員であります。

よって、議案第7号射水市農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定することに可決されました。

森田、明石、熊西、水元、堀清範、舟木委員着席

議長（舟木会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって本日の第1回総会を閉会します。

閉会時刻 午後3時15分

その他報告事項

農業委員会と農業者との意見交換会について（予定）

開催日 2月26日（木）午前9時30分から

参集者 会長、会長職務代理者、運営委員

次回開催場所と時刻について

組織総会開催日 3月6日（金）午後2時から

射水市役所 布目庁舎301号室

平成26年度農業委員等研修会について

開催日 3月9日（月）午後1時30分から

場 所 とやま自遊館

議 長 舟木 康眞

署名委員 永森 薫

署名委員 明石 茂

第一回農業委員会総会議事録

縦覧中

縦覧期間

自 平成二十七年二月十日
至 平成二十七年二月二十八日